

南相馬市告示第 48 号

南相馬市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成 27 年 3 月 27 日

南相馬市長 桜井 勝延

南相馬市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、木造住宅の耐震強度を図るため、耐震強度が不足している木造住宅の所有者が、耐震診断結果に基づき耐震改修を行う経費の一部に対し、予算の範囲内で補助金交付することについて南相馬市補助金等の交付等に関する規則（平成 18 年南相馬市規則第 38 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲載されている一般診断法（以下「一般診断法」という。）に基づき、地震に対する安全性を診断することをいう。
- (2) 耐震基準 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 3 章及び第 5 章の 4 に規定する基準又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 8 条第 3 項第 1 号に基づき国土交通大臣が定める基準（平成 18 年国土交通省告示第 185 号「地震に対する安全上耐震関係規定に準じるものとして国土交通大臣が定める基準」）をいう。
- (3) 上部構造評点 建築物の各階、各方向について、保有耐力を必要耐力で除した値のうち、最少のものをいう。
- (4) 一般耐震改修工事 耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満の住宅を 1.0 以上に補強又は改修を行う工事をいう。
- (5) 簡易耐震改修工事 耐震診断の結果、上部構造評点が 0.7 未満の住宅を 0.7 以上 1.0 未満に補強又は改修を行う工事をいう。

(6) 部分耐震改修工事 耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満の住宅について、主たる居室に特化して補強又は改修を行う工事で、福島県知事が定める技術基準に適合させる工事をいう。

(7) 補助事業者 この要綱の定めにより補助金の交付を受けて、自らが所有する木造住宅の耐震改修工事を行う住宅の所有者をいう。

(補助対象住宅等)

第3条 補助の対象となる住宅は、市内に存し、次に掲げる要件にすべて該当するものとする。

(1) 所有者が自ら居住する専用又は併用住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が2分の1未満のもの）であるもの。ただし、用途が住居以外の独立した物置等は除く。

(2) 昭和56年5月31日以前に工事着手し建築された木造住宅で、在来軸組工法、伝統的工法、桝組壁工法等による木造3階建て以下のもの

(3) 平成17年7月1日付け福島県木造住宅耐震診断（一般診断法）実施要領又は同要領に準拠して耐震診断を実施した結果、耐震基準を満たさないもの

(4) 補助金の交付決定年度内に、耐震改修工事が完了するもの

2 前項の場合において、この告示又は廃止前の南相馬市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付要綱（平成20年南相馬市告示第31号）の交付を受けて改修した住宅に対しては、再び補助金の交付をしないものとする。

(補助対象者)

第4条 この告示による補助金の交付を受けることのできる者（以下「補助対象者」という。）は、次の要件を全て満たすものとする。

(1) 南相馬市木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱（平成27年南相馬市告示第 号）に基づく耐震診断を受けた者又は当該要綱に準ずる耐震診断を受けた者

(2) 前条に規定する住宅の所有者又は居住者で、かつ、一般耐震改修工事、簡易耐震改修工事、部分耐震改修工事のいずれかの耐震改修工事を行う者。ただし、個人に限る。

(3) 市民税等を滞納していない者

(補助対象経費)

第 5 条 補助の対象となる経費は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 1 項に規定する建築士の資格を有するものが設計及び工事監理を行う第 2 条第 4 号から同条第 6 号までに規定する耐震改修工事（耐震改修に伴い必要となる内外装工事等を含む。以下同じ。）に要した費用とする。

(補助金の額等)

第 6 条 補助金の額は、次に掲げる耐震改修工事の区分に従い、当該工事に定める額とする。ただし、その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

- (1) 一般耐震改修工事 耐震改修工事に要する費用の 2 分の 1 以内かつ 100 万円以内の額
- (2) 簡易耐震改修工事 耐震改修工事に要する費用の 2 分の 1 以内かつ 60 万円以内の額
- (3) 部分耐震改修工事 耐震改修工事に要する費用の 2 分の 1 以内かつ 60 万円以内の額

(補助金交付の申請)

第 7 条 規則第 4 条第 1 項の申請書は、木造住宅耐震改修支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）によるものとし、耐震改修工事に着手する前に市長に提出しなければならない。

2 規則第 4 条第 2 項に規定する書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象建築物の付近見取図、配置図、平面図（現況及び補強後）、基礎伏図及び耐震補強詳細図
 - (2) 補助対象建築物の工事着手前の写真
 - (3) 補助対象建築物の木造住宅耐震診断報告書の写し
 - (4) 耐震改修工事請負契約書の写し又は見積書の写し（全体工事費及び対象工事費の分かるもの）
 - (5) 実施設計時の耐震計算書
 - (6) 建築士免許証の写し
 - (7) 納税証明書（原本）
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (補助金の交付決定等)

第 8 条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及びその額を決定するものとする。

2 規則第 7 条の規定による交付決定の通知は、木造住宅耐震改修支援事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）によるものとする。

（変更の承認申請等）

第 9 条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、規則第 6 条第 1 項第 1 号又は同条第 1 項第 2 号の規定に基づき市長の承認を受けようとする場合は、木造住宅耐震改修支援事業補助金変更（廃止・中止）承認申請書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、これを適当と認めるときは、当該申請した者に対し、木造住宅耐震改修支援事業補助金変更（廃止・中止）承認通知書（様式第 4 号）により通知するものとする。

（申請を取下げることのできる期日）

第 10 条 規則第 8 条第 1 項に規定する別に定める期日は、補助金の交付の決定の通知を受理した日から起算して 15 日を経過した日とする。

（実績報告）

第 11 条 規則第 13 条の規定による実績報告は、木造住宅耐震改修支援事業補助金実績報告書（様式第 5 号）によるものとし、次に掲げる書類を添えて、当該事業完了の日から起算して 30 日以内又は補助金の交付決定があった日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(1) 建築士が発行する住宅耐震改修証明書

(2) 耐震改修に要した費用を証するもの（工事に係る領収書等の写し）

(3) 補助対象建築物の工事出来型写真（施工前、施工中及び施工後）

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 1 2 条 規則第 1 3 条の規定による実績報告書の提出があった場合、当該書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、木造住宅耐震改修支援事業補助金交付額確定通知書（様式第 6 号）により通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第 1 3 条 補助金の交付決定を受けた補助事業者が補助金を請求しようとするときは、木造住宅耐震改修支援事業補助金交付請求書（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。

（財産の処分の制限）

第 1 4 条 補助金の交付を受けた者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年の期間内において、当該建築物を処分しようとするときは、あらかじめ、財産処分承認申請書（様式第 8 号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（会計帳簿等の整備等）

第 1 5 条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金の収支状況が判明する書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間保存しておかななければならない。

（その他）

第 1 6 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。